

令和 2 年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の財務諸表に係る 知事の承認に関する意見について

知事による財務諸表の承認の際の意見について

1 法的根拠

地方独立行政法人法第 3 4 条第 1 項の規定に基づき、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」（以下、「法人」という。）は、財務諸表を当該事業年度の終了後 3 月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、評価委員会は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第 2 条第 3 項の規定に基づき、知事の承認に関し、調査審議することとされている。

2 評価委員会の意見

財務諸表について、合規性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、試験研究部会としては、「意見なし」との結論に至った。